

第19号議案

平成29年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に
関する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定したいので議決を求める。

平成29年8月29日
新潟県教育委員会教育長
池田幸博

提 案 概 要

1 議案名	平成 29 年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に関する規則の制定
2 制定理由	【運動部活動指導員の配置】 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 4 号）の施行により、平成 29 年度に県立学校に運動部活動指導員（スポーツに関する部活動の指導に従事する非常勤職員）を試行的に配置し、教員の負担軽減への効果的な活用方法の検証を行うもの。
3 制定内容	【運動部活動指導員の配置】 ・ 県立学校には、運動部活動指導員を置くことができる。 ・ 運動部活動指導員は、校長の監督を受け、学校教育の一環として行われるスポーツに関する部活動の指導に従事する。
4 施行日等	・ 公布の日から施行 ・ 平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

規則

平成29年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に関する規則をここに公布する。

平成29年9月5日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

新潟県教育委員会規則第4号

平成29年度新潟県立学校運動部活動指導員の試行的配置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第4号)の施行により、平成29年度に県立学校へ試行的に配置する運動部活動指導員(スポーツに関する部活動の指導に従事する非常勤職員をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定める。

(運動部活動指導員)

第2条 県立学校には、運動部活動指導員を置くことができる。

2 運動部活動指導員は、校長の監督を受け、学校教育の一環として行われるスポーツに関する部活動の指導に従事する。

(委任)

第3条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

平成 29 年度運動部活動指導員活用検証事業について

1 事業名 運動部活動指導員活用検証事業

2 事業目的

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令 4 号）（*）が、平成 29 年 3 月に制定されたのを受け、県教育委員会では、県立学校に試行的に運動部活動指導員を配置し、部活動の指導や大会の引率等を行わせることで、教員の負担軽減への効果を検証する。

（*）文部科学省が、教員の負担を軽減するとともに部活動指導を充実していくため、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する「部活動指導員」を法律上位置づけたもの

3 勤務形態等

（1）身 分 非常勤特別職

（2）派遣期間（約 6 ヶ月間）

平成 29 年 9 月 11 日（月）～平成 30 年 2 月 28 日（水）

（3）勤務時間等

原則、土日祝日の勤務とし、1 回 4 時間以内、月 4 回以内とする。

（4）報 酬

1 時間当たり 1,480 円とする。（23,680 円/月）

4 職務内容

（1）大会・練習試合等にかかる生徒の引率

（2）運動部活動の練習、大会・練習試合等にかかる技術指導

（3）運動部活動の運営等に関するアドバイス

（4）運動部活動中の生徒指導

（5）事故が発生した場合の対応（応急手当、医療機関への搬送、教員への報告等）

（6）種目規則に従っての審判や大会役員

（7）その他、県教育委員会が別に定める職務

5 任用条件

「教員免許状」又は「日本体育協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格」を有する者

6 検証内容

（1）練習試合や大会の引率等による教員の負担軽減に関する検証

（2）技術指導による教員の負担軽減に関する検証

（3）部活動運営等のアドバイスによる教員の負担軽減に関する検証

7 配置予定校（各校 1 人配置）

地域、学校規模、学校種のバランスを勘案し、県立学校 5 校を選定